

毛利輝元没後 400 年記念事業ロゴマーク使用規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、毛利輝元没後 400 年記念事業ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程においてロゴマークは、別記に掲げる図柄をいう。

(ロゴマークに関する権利)

第 3 条 ロゴマークに関する著作権その他一切の権利は、広島市に帰属する。

(使用基準)

第 4 条 ロゴマークは、次に掲げる場合に限り使用することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が毛利輝元没後 400 年記念事業の取組の機運醸成を目的に使用する場合
- (2) テレビ、新聞、雑誌等の報道機関等が広島市の毛利輝元没後 400 年記念事業の取組に関する報道を目的として使用する場合
- (3) その他広島市の毛利輝元没後 400 年記念事業の取組の機運醸成に資する場合であって、広島市が使用を認めた場合

(使用制限)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する場合は使用することができないものとする。

- (1) 営利を主たる目的とする場合
- (2) 広島市の信用又は品位を害するおそれがあると認められる場合
- (3) 自己の商標又は意匠とするなど独占的に使用しておそれがあると認められる場合
- (4) 法令、公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる場合
- (5) 特定の宗教の普及宣伝活動、政治活動又は選挙活動に使用又はそれを助長するおそれがあると認められる場合
- (6) その他市長が適当でないと認める場合

(使用料等)

第 6 条 ロゴマークの使用は、無料とする。

2 ロゴマークの使用に係る経費は、ロゴマークを使用する者の負担とする。

(使用承認手続)

第 7 条 第 4 条第 2 号及び第 3 号によりロゴマークを使用しようとする者は、別記様式第 1 号により、広島市へ申請し、市長の承認を受けなければならない。ただし、第 4 条第 1 号によりロゴマークを使用する者については別記様式第 2 号の届出を提出すること。

2 市長は、前項の規定により申請があつた場合において、その内容が適正であるかどうかを審査し、承認する場合は、当該申請者に対し、その承認の内容及びこれに付す条件を通知するものとする。

3 市長は、使用を承認しない場合は、当該申請者に対し、理由を付してその旨を通知するものとする。

(承認内容の変更)

第 8 条 ロゴマークの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、承認を受けた内容を変更しようとする場合には、別記様式第 3 号により広島市へ申請し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があつた場合において、その内容が適正であるかどうかを審査し、その変更を適当と認めるときは、速やかに変更を承認するものとする。

3 市長は、変更を承認しない場合は、当該申請者に対し、理由を付してその旨を通知するものとする。

(申請期間)

第9条 ロゴマークの使用承認申請期間は本規程の施行の日から令和8年3月31日までとする。

(遵守事項)

第10条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない

- (1) 第4条各号に掲げる場合にのみ使用すること。
- (2) ロゴマークを使用した物品及び広報物等の完成見本又は完成品の提出を求められたときは、速やかに提出すること。
- (3) 第三者に二次利用させてはならないこと。

2 使用者は、次の各号に掲げる事項に基づき、色、形等を正しく使用しなければならない。

- (1) 画像中の図柄と文字を一体として使用する。
- (2) 縦横の比率を変えて、拡大・縮小しない。
- (3) 別の模様及び記号等を書き加えることや既存の模様及び記号等を取り除くことはしない。
- (4) 色を変えない。

(調査等の実施)

第11条 市長は、必要に応じ、使用者に対し、使用に関する状況や経過報告を求め、又は調査をすることができる。

(違反等に対する取扱い)

第12条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当したときは、必要な措置を採ること若しくは使用の差止めを求め、又は使用の承認を取り消すことができるものとする。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市は、その責めを負わないものとする。

- (1) 第5条各号のいずれかに該当したとき。
- (2) 第7条及び第8条に規定する手続を行っていないとき。
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明したとき。
- (4) 第10条に違反したとき。
- (5) 使用者が法令に違反したとき。
- (6) その他市長が適当でないと認めるとき。

(事故、苦情等の処理)

第13条 ロゴマークを使用した物品及び広報物等に関する事故又は苦情等の問題が生じた場合は、使用者が自らの責任の下に、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に規定する事故又は苦情等については、市は、一切の責任を負わないものとする。

(委任規定)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、市民局文化スポーツ部文化振興課広島城活性化担当課長が定める。

附 則

この規程は、令和7年2月27日から施行する。